平成２７年（フ）第５０９号
埼玉県川越市新宿町６丁目５番地１（ビバレッジ新宿211号室）
債務者　宮崎　　諒
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５５７号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　３街区６棟306号
債務者　市村　誠志
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５６１号
埼玉県川越市大字鯨井1820番地１
債務者　山崎竹次郎
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６００号
埼玉県川越市久保町６番地９（カーサシャルム103号室）
債務者　木俣　伊織
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６０８号
埼玉県富士見市貝塚１丁目16番８号
債務者　檜森　敬正
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６２７号
埼玉県比企郡川島町大字下伊草113番地１
債務者　吉岡　裕樹
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６４０号
埼玉県川越市大字上戸289番地４（ピアマイン勝山103号室）
債務者　樋口　和成
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６４３号
埼玉県富士見市水谷東２丁目31番10号
債務者　増古　大資
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６４４号
埼玉県富士見市水谷東２丁目31番10号
債務者　増古　菜緒（旧姓高原）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６５２号
埼玉県入間市小谷田１丁目14番27号　ラプラス入間102、前住所埼玉県入間市大字西三ツ木184番地11
債務者　柳沼　　薫
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６５３号
埼玉県入間市小谷田１丁目14番27号　ラプラス入間102、前住所埼玉県入間市大字西三ツ木184番地11
債務者　柳沼美智子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６６２号
埼玉県所沢市大字北秋津545番地の１　アライブＡ－102
債務者　藤田　忠則
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６７４号
埼玉県所沢市上新井２丁目73番地の２　グリーンハウス所沢302
債務者　鈴木　奈美
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６８２号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1478番地15　エリエール鶴ヶ島ハイツ208号
債務者　鈴木　麗史
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４号
埼玉県川越市岸町３丁目11番地30　（コージーコートドゥエルＡ201号室）、前住所埼玉県富士見市大字鶴馬3282番地
債務者　冨山さおり
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３５０号
静岡県駿東郡清水町徳倉2568番地
債務者　加藤　礼美
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３７６号
愛知県岡崎市羽根町字鰻池194番地２　ライトハイツＣ－205
債務者　福山　一郎
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係